

平成25年度版

しらおいの環境

～人と自然が共生できる循環型社会の形成をめざすまち～



白 老 町

しらおい環境のまち宣言

私たちのまち白老は、ポロトの森に代表される豊かな自然の中で、個性ある歴史と文化を育んできました。

私たちは、このかけがえのない環境を守り、将来に向けて引き継いでいく責任があります。

私たちは、ここに自然とすべての生き物が共生できるまちを目指し「環境を大切にすまちしらおい」を宣言し、次のことを実行します。

- 1 私たちは、澄んだ空気と水、そして豊かな緑を大切にし、環境にやさしいまちをつくれます。
- 1 私たちは、ごみの減量化、リサイクルの推進、エネルギーの節約に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動します。

は じ め に

私たちのまち白老は、緑あふれる山々、清らかな川や湖、そして紺碧の太平洋など、豊かな自然環境に恵まれ、これらの恵みを受けながら、自然とさまざまな産業とが調和したまちとして発展してきました。

しかし、これまで私たちの生活に物質的な豊かさと便利さをもたらした社会経済活動は、環境への負担を強いてきました。かつて、環境問題と言えば企業が原因となる大気汚染や水質汚濁などの公害が大きな問題でしたが、社会情勢の変化や環境問題の多様化により、自動車の増加による大気汚染、生活排水による水質汚濁や廃棄物の処理の問題、さらに温暖化やオゾン層の破壊による地球環境の問題などが、今や大きな問題となっています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来に引き継ぐ責任と義務があります。

このため、私たち自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型社会を築いて行く必要があります。

本町では、環境に対する基本的な方向性を示した「白老町環境基本条例」を平成16年9月に制定しました。平成10年10月に策定した「白老町環境基本計画」は、環境基本条例の基本的な考え方に基づき見直すことになり、平成18年1月に「白老町環境基本計画」（第2期）を策定しました。

また、平成16年10月、環境基本条例の制定に伴い、「環境を大切にするまちしらおい」を目指し、町民、事業者そして行政が一体となって地球環境の保全と、まちづくりに取り組むため、「しらおい環境のまち」を宣言しました。

今後とも、人と自然が共生できる循環型社会の形成をめざし、町民の皆さまと一体となって環境の保全と創造に取り組んでまいりたいと考えています。

この「しらおいの環境」は、平成24年度における本町の環境の概要をとりまとめたものです。

町民の皆さまに、白老の環境についての現状を知っていただき、身近な環境問題に少しでも関心を持っていただくとともに、地球への環境負荷を減らすための行動を共に実践していただくことを願っております。

平成25年12月

白老町長 戸田 安彦

目 次

第1章 総 論	1
第1節 白老の概況	1
1 位 置	1
2 他 勢	1
3 気 候	1
4 人 口	1
5 産 業	1
6 都市環境	2
第2章 公害の現況	3
第1節 大気汚染	3
1 法・道条例による特定施設の届出状況	3
2 大気汚染測定地点配置図	4
3 二酸化硫黄濃度測定結果	5
4 二酸化窒素濃度測定結果	6
5 浮遊粒子状物質測定結果	7
第2節 水質汚濁	8
1 法による特定施設の届出状況	8
2 河川・湖沼	9
3 海 域	11
4 地 下 水	12
5 ゴルフ場排水	12
第3節 騒音・振動	
1 法・道条例による特定施設の届出状況	13
2 自動車騒音測定結果	16
3 環境騒音測定結果	17
第4節 悪 臭	18
1 道条例による特定施設の届出状況	18
2 悪臭測定調査結果	19
第5節 ダイオキシン類	20
1 法による特定施設の届出状況	20
第6節 公害防止協定	21
1 公害防止協定に基づく測定結果	21
第7節 公害苦情の現況	22
1 苦情対応の現状	22

第3章 自然環境保全の現況	23
第1節 地域や記念保護樹木の指定	23
1 優れた地域自然・身近な自然地域	23
2 記念保護樹木	23
第2節 野生鳥獣保護の現況	23
1 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域	23
2 鳥獣保護の状況	23
参考資料	
環境基準	24
1 大気汚染に係る環境基準	24
2 水質汚濁に係る環境基準	24
3 騒音に係る環境基準	26
4 悪臭防止法に係る規制基準	27

第1章 総 論

第1節 白老町の概況

1 位 置

白老町は、北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、総面積425.75k㎡、東西28km、南北26.4kmの行政区域を有しています。東は苫小牧市、西は登別市、南は太平洋をのぞみ、北部は千歳市、伊達市、壮瞥町に接しています。

主要交通幹線は、海岸線沿い国道36号に平行して道央自動車道が通り、それと交差するように南北方向には主要道道白老大滝線が通っています。

また、鉄道はJR北海道室蘭本線（駅6箇所）が東西に町を貫いているほか、地方港湾白老港が整備されているなど交通アクセスに恵まれています。

2 地 勢

町の南東から南西にかけては太平洋沿いに広がる平野で、東端から別々川・社台川・白老川・ブウベツ川・ウヨロ川・フシコベツ川・敷生川・メップ川・アヨロ川など数多くの水量豊かな中小河川が流れ、その流域の平野部には人家が集まり市街地を形成しています。

また、北東から北西にかけては、樽前山（1,041m）・白老岳（968m）・ホロホロ山（1,322m）・オロフレ山（1,231m）などが連なり、山岳地帯の大部分は国有林です。これらのほとんどが支笏洞爺国立公園に属し、倶多楽湖・ポロト湖・虎杖浜温泉郷・ポロトコタンなど、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれた町です。

3 気 候

本町の気候は、北海道の中にあっても、比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域です。過去10年の平均気温は年平均7.57℃程度で、最高気温は33.1℃、最低気温は-16.8℃です。

風向きは、春から夏にかけて西風と南風、秋から冬にかけては北西の風が多く、風速は年平均2.7m/sです。6月から8月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となりますが、秋は長く安定した気候が続きます。

降水量は年平均1,327mmと比較的多く、中でも山間部に位置する森野地区は道内でも有数の豪雨集中地帯として知られ、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は降水量が極めて少ない状況となっています。

※ 参考データ：気象庁気象統計情報より

4 人 口

男 性	9,032人	(↓145人)	
女 性	9,838人	(↓96人)	
合 計	18,870人	(↓241人)	
世帯数	9,647世帯	(↓8世帯)	

※ H25.3.31現在：（ ）内は前年比

5 産 業

第1次産業人口	第2次産業人口	第3次産業人口	事業所数	製造品出荷額
708	2,091	4,651	56	619億4,822万円

※ 産業人口は平成22年国勢調査による。事業所数、製造品出荷額は平成22年工業統計調査

6 都市環境

(1) 上水道普及率

区分 年度	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水普及率 (%)	給水可能区域面積 (ha)	導配水管延長 (m)
20	19,989	19,807	98.5	99.1	4,652	279,414
21	19,644	19,480	98.5	99.2	4,652	279,309
22	19,380	19,227	98.7	99.2	4,652	276,794
23	19,038	18,893	98.7	99.2	4,652	276,467
24	18,754	18,627	98.7	99.3	4,652	279,026

(2) 公共下水道普及率

区分 年度	認可面積 a (ha)	整備済面積 b (ha)	整備率 b/a (%)	水洗化済人口 c (人)	整備区域内人口 d (人)	水洗化率 c/d (%)
20	1,062.40	772.56	72.72	17,256	18,640	92.58
21	1,062.40	774.35	72.89	17,413	18,658	93.33
22	1,062.40	776.05	73.05	17,560	18,682	93.99
23	1,062.40	778.53	73.28	17,334	18,381	94.30
24	1,062.40	779.09	73.32	16,874	17,952	94.00

(3) し尿収集・処理状況

※ し尿汚泥含む

※ 一般廃棄物処理実態調査（環境省データ）

区分 年度	収集対象人口 (人)	収集量 (kℓ)		1人1日当たり 排出量 (ℓ)	年間処理量 (kℓ)
		年間	1日当たり		
20	2,128	5,675	15.6	7.30	5,675
21	1,684	5,918	16.2	9.62	5,918
22	1,197	8,081	22.1	18.49	8,081
23	1,129	6,790	18.6	16.48	6,790
24	1,645	6,121	16.8	10.19	6,121

(4) ごみ収集・処理状況

※ 一般廃棄物処理実態調査（環境省データ）

区分 年度	収集対象		排出量 (t)		年間処理量 (kℓ)
	人口	世帯	年間	1日当たり	
20	20,310	9,752	7,567	20.7	1,097
21	20,042	9,688	7,867	21.6	1,142
22	19,770	9,700	7,997	21.9	1,108
23	19,111	9,639	7,857	21.5	1,126
24	18,870	9,647	7,936	21.5	1,139

(5) 不法投棄処理実績

※ 平成21年度までは通報件数、平成22年度から回収件数（各年度末現在）

区分 年度	20	21	22	23	24
回収件数 (件)	178	180	520	358	208
回収量 (kg)	41,570	43,450	40,370	34,820	27,760

第2章 公害の現況

第1節 大気汚染

大気汚染とは、工場・事業場などから排出される汚染物質や自動車の排気ガスが大気中に放出され人の健康や動植物の生態に悪影響を及ぼすような大気の状態をいいます。汚染物質としては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、オキシダント、一酸化炭素などがありますが、白老町では、北吉原測定局で二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などを測定しています。また、北海道では白老小学校敷地内に白老測定局を設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などを測定しています。

1 法・道条例による特定施設の届出状況（平成25年3月31日現在）

（1）大気汚染防止法に基づく届出

ばい煙発生施設

特定施設の種類	施設数
ボイラー	53
焼成炉	2
乾燥炉	1
廃棄物焼却炉	0
施設合計	57
事業所数	32

粉じん発生施設

特定施設の種類	施設数
堆積場	18
ベルトコンベア	43
破砕機	13
ふるい	10
施設合計	84
事業所数	12

（2）電気事業法に基づく特定施設の届出

特定施設の種類	施設数
非常用予備発電設備	2
発電機	3
ボイラー	10
施設合計	15
事業所数	3

（3）北海道公害防止条例に基づく届出

特定施設の種類	施設数
原材料等置場	4
ベルトコンベア及びバケットコンベア	146
破砕機及び摩砕機	10
ふるい	16
分級機	1
セメントサイロ及びセメントホッパー	9
製粉機	0
乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並びにチップパー	13
混合施設及び調合施設並びに包装施設	0
ミキシングロール	0
施設合計	199
事業所数	24

2 大気汚染測定地点配置図

(1) 北吉原測定局（白老町）



(2) 白老測定局（北海道）



3 二酸化硫黄濃度 (SO₂) 測定結果

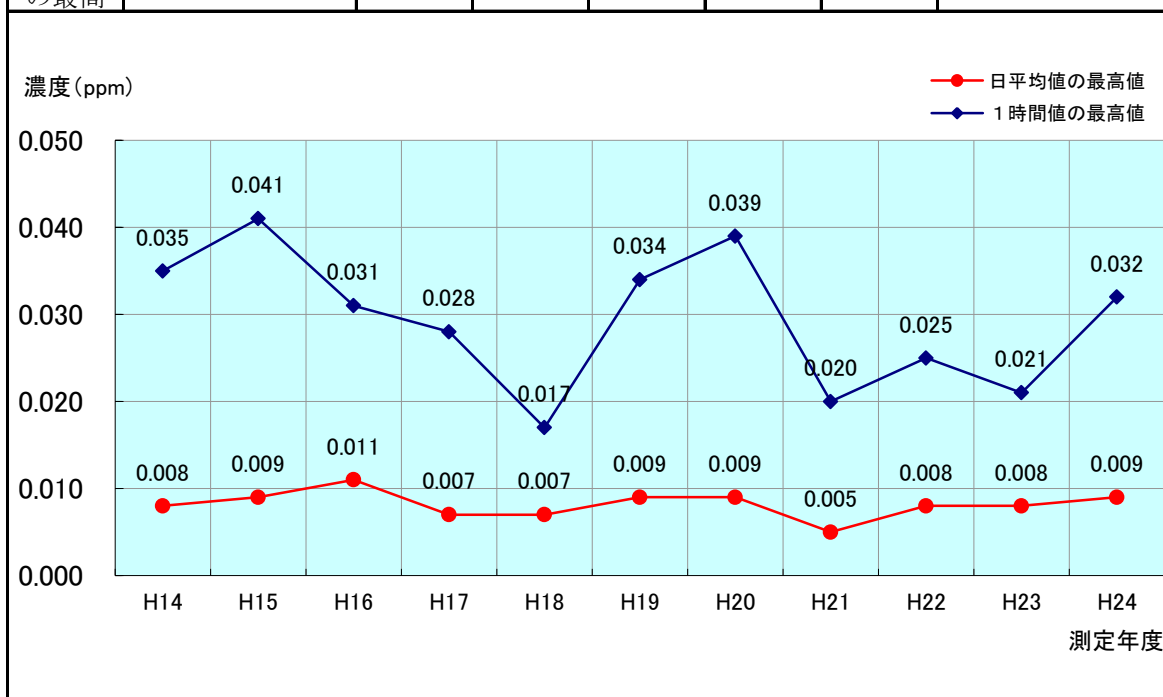
北吉原測定局で実施している常時測定の結果ではこの10年間、1時間値の1日平均値（基準値0.04ppm）、1時間値（基準値0.1ppm）ともに環境基準を下回っており、経年変化についても低い値のまま、ほぼ横這いで推移しています。

二酸化硫黄 (ppm)

環境基準	「1時間値の1日平均値」が0.04ppm以下であり かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
------	--

年度	年平均	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値 の年 間 2 % 除 外 値	日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連 続したかの有無
	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有：× 無：○
20	0.001	0	0.0	0	0.0	0.039	0.009	0.003	○
21	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.005	0.003	○
22	0.001	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	0.004	○
23	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.008	0.005	○
24	0.001	0	0.0	0	0.0	0.032	0.009	0.005	○

測定年度	H10～H19	H20	H21	H22	H23	H24	備 考
年平均値	0.001～0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	H10過去最大
日平均 値の最高	0.007～0.017	0.009	0.005	0.008	0.008	0.009	H12過去最大
1時間 値の最高	0.017～0.051	0.039	0.020	0.025	0.021	0.032	H12過去最大



4 二酸化窒素（NO₂）濃度測定結果

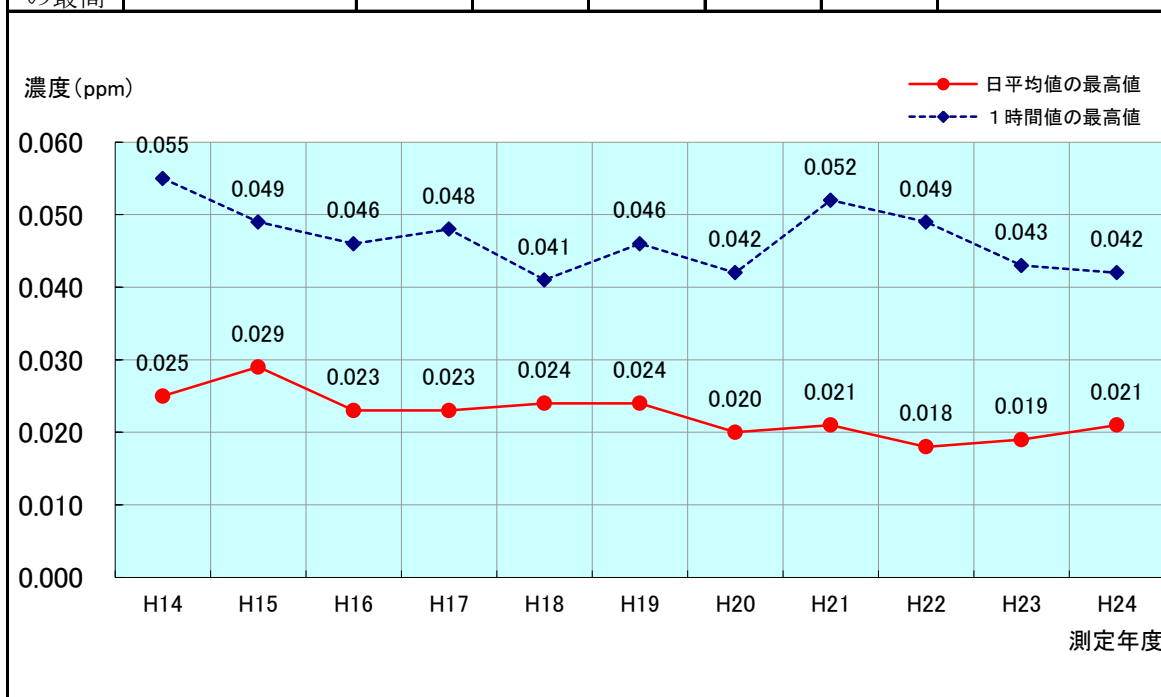
北吉原測定局で実施している常時測定の結果では、この10年、1時間値の1日平均値が環境基準を下回り、経年変化についても、低い値のままほぼ横這いで推移しています。

二酸化窒素（ppm）

環境基準	「1時間値の1日平均値」が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
------	---

年度	年平均	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	備 考
	ppm	時間	%	ppm	ppm	ppm	
20	0.009	0	0.0	0.042	0.020	0.017	
21	0.009	0	0.0	0.052	0.021	0.018	
22	0.009	0	0.0	0.049	0.018	0.016	
23	0.009	0	0.0	0.043	0.019	0.016	
24	0.008	0	0.0	0.042	0.021	0.018	

測定年度	H10～H19	H20	H21	H22	H23	H24	備 考
年平均値	0.005～0.013	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008	H14過去最大
日平均値の最高	0.007～0.029	0.020	0.021	0.018	0.019	0.021	H15過去最大
1時間値の最高	0.017～0.055	0.042	0.052	0.049	0.043	0.042	H14過去最大



5 浮遊粒子状物質（SPM）濃度測定結果

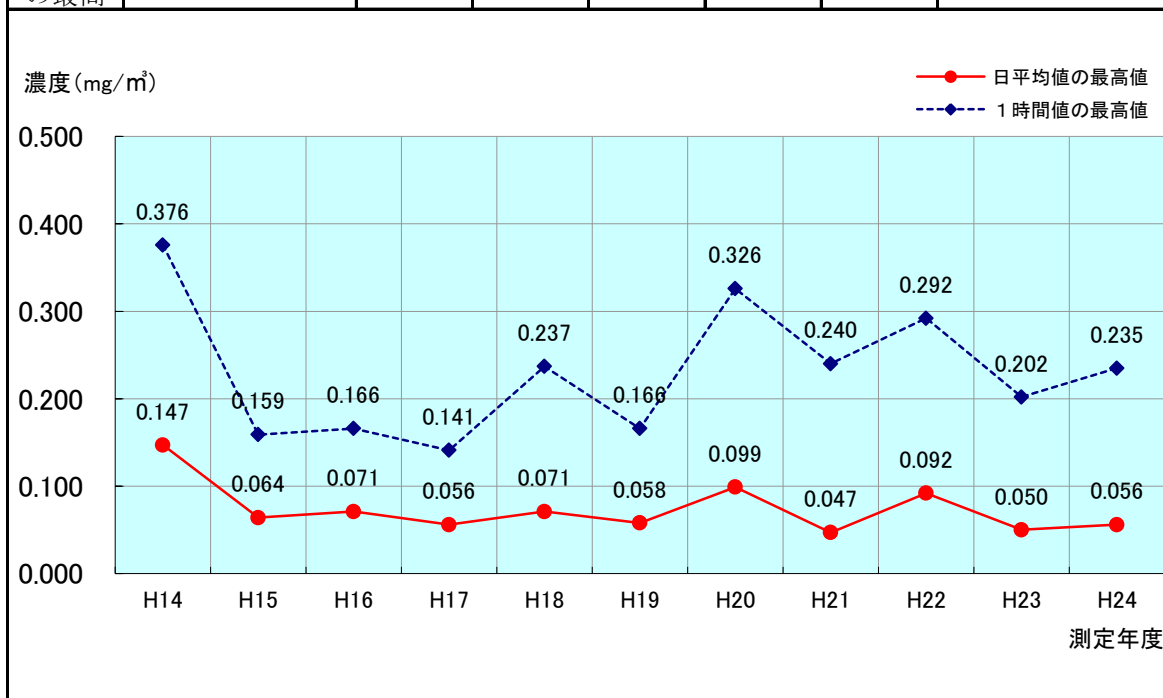
北吉原測定局で実施している常時測定の結果について、この10年間に於いて環境基準を超過したデータが観測されていますが、その主な原因としては黄砂などの自然現象による影響が考えられます。

浮遊粒子状物質（mg/m³）

環境基準	「1時間値の1日平均値」が0.10 mg/m ³ 以下でありかつ、「1時間値」が0.20 mg/m ³ 以下であること
------	---

年度	年平均	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有：× 無：○
20	0.016	4	0.0	0	0.0	0.326	0.099	0.053	○
21	0.013	1	0.0	0	0.0	0.240	0.047	0.018	○
22	0.013	6	0.0	0	0.0	0.292	0.092	0.037	○
23	0.012	1	0.0	0	0.0	0.202	0.050	0.036	○
24	0.013	1	0.0	0	0.0	0.235	0.056	0.020	○

測定年度	H10～H19	H20	H21	H22	H23	H24	備 考
年平均値	0.016～0.023	0.016	0.013	0.013	0.012	0.013	H11過去最大
日平均値の最高	0.056～0.287	0.099	0.047	0.092	0.050	0.056	H13過去最大
1時間値の最高	0.141～0.603	0.326	0.240	0.292	0.202	0.235	H13過去最大



第2節 水質汚濁

公共用水域の監視は、水質汚濁防止法第16条に基づき、環境基準類型指定水域を対象に北海道が毎年度策定する水質測定計画により、白老町も水質測定を分担して行っていますが、町独自でも河川や湖沼での水質測定を行っています。

1 法による特定施設の届出状況（平成25年3月31日現在）

（1）水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出

特 定 施 設 の 種 類	施 設 数
鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2
畜産農業又はサービス業の用に供する施設	2
水産食料品製造業の用に供する施設	47
飲料製造業の用に供する施設	4
動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	4
動植物油脂製造業の用に供する施設	1
めん類製造業の用に供する施設	1
パルプ・紙又は紙加工品製造業の用に供する施設	29
無機顔料製造業の用に供する施設	3
医薬品製造業の用に供する施設	0
生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	4
碎石業の用に供する施設	4
砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	5
旅館業の用に供する施設	40
洗たく業の用に供する施設	1
自動式車両洗浄施設	5
産業廃棄物処理施設	0
し尿処理施設	4
下水道終末処理施設	1
特定事業場から排水される水の処理施設	2
施 設 合 計	158
事 業 所 数	69

2 河川・湖沼

白老町では、平成24年度に河川等の水質調査を、河川で9ヶ所、湖沼で2ヶ所行っています。その内、白老川と倶多楽湖では環境基準の類型指定がされています。

平成24年度 河川水等水質測定結果

※ 表内の着色箇所は基準値超過等の部分

(生活環境項目)

(数値が2段あるものは2回以上測定実施。上段：最小値、下段：最大値)

測定地点 \ 測定物質	類 型	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	pH	大腸菌群数 (MNP/100ml)
環 境 基 準	河川AA	1以下		25以下	7.5以上	6.5～8.5	50以下
	河川A	2以下		25以下	7.5以上	6.5～8.5	1,000以下
	湖沼AA		1以下	1以下	7.5以上	6.5～8.5	50以下
社台川（国道橋）	指定なし	0.7	2.3	9.0	10.4	7.2	700
ヨコスト川（1号通り橋）	指定なし	1.0	4.6	1.0	12.2	7.7	210
白老川（森野橋）	河川AA	0.6	1.2	2.0	11.8	5.3	49
白老川（御料地橋）	河川A	0.6	0.9	2.0	9.9	7.3	110
		1.0	1.6	1.0	10.9	7.5	79
白老川（白老橋）	河川A	0.6	1.1	8.0	10.3	7.0	280
		0.5	1.5	2.0	11.3	7.5	920
敷生川（国道橋）	指定なし	0.9	1.1	3.0	8.0	6.3	130
ウヨロ川	指定なし	1.0	2.1	2.0	9.9	6.7	2,200
ブウベツ川	指定なし	0.7	3.9	57.0	13.1	6.5	130
飛生川（ブルブイ橋）	指定なし	1.3	1.8	1.0	8.3	7.3	110
メップ川（国道橋）	指定なし	0.7	0.9	1.0	12.3	7.0	1,100
アヨロ川（国道橋）	指定なし	1.3	2.5	4.0	8.7	7.4	540
		1.0	1.2	<1.0	11.1	6.8	1,700
ポロト湖（湖心）	指定なし	1.9	5.2	2.0	10.9	7.8	110
倶多楽湖（湖心）	湖沼AA	0.6	1.7	<1.0	9.6	7.8	23

(健康項目)

測定地点 \ 有害物質	カドミウム (mg/l)	シアン (mg/l)	鉛 (mg/l)	六価クロム (mg/l)	砒素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)	アルキル水銀 (mg/l)	P C B (mg/l)
環 境 基 準	<0.01	検出されないこと	<0.01	<0.05	<0.01	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと
社台川（国道橋）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005
白老川（御料地橋）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005
白老川（白老橋）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
敷生川（国道橋）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アヨロ川（国道橋）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.006	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポロト湖（湖心）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005
倶多楽湖（湖心）	<0.001	<0.1	<0.001	<0.005	0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005

- (1) 測定結果は、白老町（北海道公共用水域水質測定計画調査含む）による測定調査
- (2) 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- (3) 「<」の付いた数値は、それぞれの測定値が定量下限を下回っていることを示します。

類型指定されている河川・湖沼におけるBOD（COD）の過去5年間の基準達成状況

水系名	類 型	BOD（COD）の基準達成の判定（○：達成、×：未達成）				
		H20	H21	H22	H23	H24
白老川上流	河川AA	○	○	○	○	○
白老川下流	河川A	○	○	○	○	○
倶多楽湖	湖沼AA	○	×	×	○	×

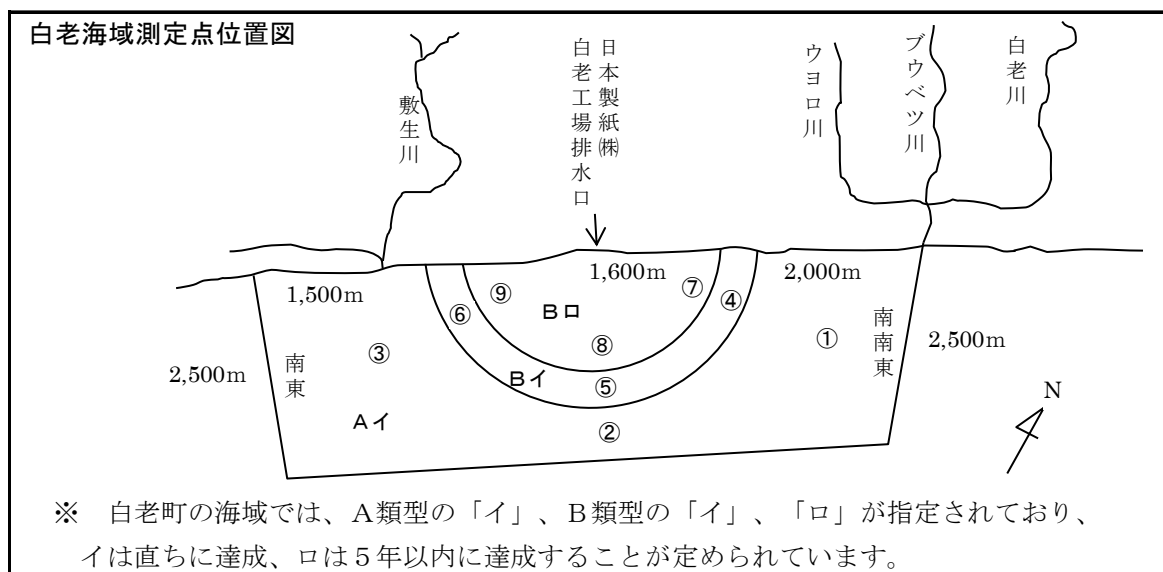
※ 環境省公表データ（公共用水域水質測定結果）より（(注) H24は白老町検査データによる推定）

▽ 水質の用語

BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量のこと。河川の汚濁状況の指標となるもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。
COD（化学的酸素要求量）	水中の汚濁物質（主として有機物）を化学的に酸化する時に消費される酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したもので、この数値が大きいほど水は汚濁されていることを示します。
SS（浮遊物質）	水中に浮遊している小粒状の懸濁性の物質で、水をガラス繊維ろ紙でろ過した時、ろ紙に残留するものです。
DO（溶存酸素量）	水中に溶けている酸素量のこと。河川等の水質が有機物で汚染されると微生物作用により有機物が分解し、溶存酸素が消費され、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の存在が脅かされる、きれいな水ほど酸素は多く含まれています。
pH（水素イオン濃度指数）	酸性、アルカリ性の度合いを示す水溶液中の値を指す物理量のこと、pH=7の場合で中性。pHが小さくなればなるほど酸性が強く、逆に大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

3 海 域

白老町の海域は、図のとおり類型指定されており、平成24年度には①から⑨の9ヶ所で水質調査を行っています。



※ 北海道公共用水域水質測定計画調査図より

平成24年度 海域水質測定結果 (生活環境項目)

※ 表内の着色箇所は基準値超過等の部分
(上段：表層、下段：水深2m)

測定地点	類 型	pH (mg/l)	DO (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物 (mg/l)	全亜鉛 (mg/l)
環境基準	A類型	7.8~8.3	7.5以上	2以下	1,000以下	検出されないこと	—
	B類型	7.8~8.3	5.0以上	3以下	—	—	—
S T - 1	A類型	8.0	9.1	1.3	23	<0.5	<0.001
		8.1	9.3	1.6	—	—	—
S T - 2	A類型	8.1	8.3	1.9	23	<0.5	<0.001
		8.2	8.5	1.9	—	—	—
S T - 3	A類型	8.1	8.5	1.2	23	<0.5	<0.001
		8.2	8.3	1.2	—	—	—
S T - 4	B類型	8.0	9.1	1.4	—	<0.5	<0.001
		8.2	8.5	1.2	—	—	—
S T - 5	B類型	8.1	9.1	1.3	—	<0.5	<0.001
		8.2	8.5	1.3	—	—	—
S T - 6	B類型	8.1	8.7	1.4	—	<0.5	<0.001
		8.2	8.1	1.6	—	—	—
S T - 7	B類型	8.0	9.1	1.0	—	<0.5	<0.001
		8.2	8.9	1.1	—	—	—
S T - 8	B類型	8.1	8.9	1.5	—	<0.5	<0.001
		8.3	8.9	1.0	—	—	—
S T - 9	B類型	8.2	9.1	1.6	—	<0.5	<0.001
		8.2	8.1	1.6	—	—	—

※ 調査事業主体：白老町

類型指定されている河川・湖沼におけるBOD（COD）の過去5年間の基準達成状況

水系名	類 型	CODの基準達成の判定（○：達成、×：未達成）				
		H20	H21	H22	H23	H24
白老海域（1）	海域B	○	○	○	×	○
白老海域（2）	海域B	○	○	○	○	○
白老海域（3）	海域A	○	○	○	×	○

※ 環境省公表データ（公共用水域水質測定結果）より（（注）H24は白老町検査データによる推定）

4 地下水

町内飛生地区では過去に牧草地への過剰な施肥や、不適切な生活排水により地下水が汚染されたことから、継続して地下水の検査を実施しています。平成24年度に白老町が実施した地下水水質検査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が基準を超えた井戸は4箇所となっております。

地下水水質検査結果（飛生地区）

（単位：基準値を超過している箇所数）

	水質基準	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備 考
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性 窒 素	10mg/1 以下	10	11	4	3	2	2	2	2	4	
大腸菌	不検出	3	0	0	1	2	2	5	3	6	

5 ゴルフ場排水

「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」に基づき、事業者は毎年ゴルフ場からの排水調査を行っており、その結果が町に報告されていますが、各項目とも排出基準を超過していません。

第3節 騒音・振動

騒音とは、一般に大きな音や不快な音など、日常生活を快適に過ごす上で支障となる音のことで人の感覚に直接影響を与え、感覚公害とも呼ばれていますが、騒音の影響は音の大きさだけでなく、その人の音に対する感受性や、その時の心理的な要因により大きく左右されると言われています。

最近では、工場や事業場からの騒音ばかりではなく、住宅の過密化や生活様式の多様化により、隣近所からの騒音の苦情も増えており、住民一人ひとりの周囲の環境に対する思いやりが必要です。

子状物質などを測定しています。また、北海道では白老小学校敷地内に白老測定局を設

振動については、工場・事業場、建設作業や道路交通車両などから発生する地盤振動が家屋に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源が騒音と同じことが多く、騒音とともに発生することが多くなっています。

そこで白老町では、昭和48年に騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定、昭和56年には振動規制法に基づく振動規制地域の指定を受けており、これらの規制指導を行なっております。

1 法・道条例による特定施設の届出状況（平成25年3月31日現在）

（1）騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

特定施設の種類		施設数
金属加工機械	圧延機械	0
	製管機械	0
	ベンディングマシン	1
	液圧プレス	3
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	1
	ワイヤーフォーミングマシン	0
	ブラスト	0
	タンブラー	0
空気圧縮機及び送風機		379
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		10
織機		0
建設用資材製造機	コンクリートプラント	6
	アスファルトプラント	0
穀物用製粉機		0
木材加工機械	ドラムバーカー	3
	チップパー	9
	碎木機	0
	帯のこ盤	22
	丸のこ盤	19
	かんな盤	11
抄紙機		6

印刷機械		9
合成樹脂用射出成形機		0
鋳型造型機		0
騒音規制法に基づく特定施設の施設合計		480
騒音規制法に基づく特定施設の事業所数		34

(2) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

特定施設の種類		施設数
金属加工機械	液圧プレス	2
	機械プレス	0
	せん断機	2
	鍛造機	3
	ワイヤーフォーミングマシン	0
圧縮機		39
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		10
織機		0
コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		11
木材加工機械	ドラムバーカー	4
	チップパー	12
印刷機械		6
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
合成樹脂用射出成形機		0
鋳型造型機		0
振動規制法に基づく特定施設の施設合計		89
振動規制法に基づく特定施設の事業所数		25

(3) 北海道公害防止条例に基づく届出状況

① 騒音発生施設

特定施設の種類		施設数
金属加工の用に供する施設	圧延機械	0
	製管機械	0
	ベンディングマシン	0
	液圧プレス	1
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	0
空気圧縮機及び送風機		13
窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		62

建設用資材の製造の用に供する施設	コンクリートプラント	5
	アスファルトプラント	0
穀物用製粉機		0
木材の加工の用に供する施設	ドラムバーカー	6
	チップパー	3
	碎木機	6
	帯のこ盤	2
	丸のこ盤	6
	かんな盤	2
抄紙機		0
印刷機械		3
合成樹脂用射出成型機		0
鋳造型機		0
北海道公害防止条例に基づく騒音発生特定施設合計		111
北海道公害防止条例に基づく騒音発生特定事業所数		21

② 振動発生施設

特 定 施 設 の 種 類		施設数
金属の加工の用に供する施設	液圧プレス	1
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	0
	ワイヤーフォーミングマシン	0
圧縮機		5
遠心分離機		0
窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		43
織機		0
コンクリート製品の製造の用に供する施設	コンクリートブロックマシン	1
	コンクリート管製造機	0
	コンクリート柱製造機	0
	コンクリートプラント	5
木材加工の用に供する施設	ドラムバーカー	2
	チップパー	2
印刷機械		0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
合成樹脂用射出成型機		0
鋳造型機		0
北海道公害防止条例に基づく騒音発生特定施設合計		61
北海道公害防止条例に基づく騒音発生特定事業所数		17

2 自動車騒音測定結果

白老町では、自動車騒音についての実態を把握するため、国道36号沿線で毎年同時期に測定を行っています。

測定結果は、10年以上連続で環境基準を超過している状況にあります。



国道36号沿道自動車交通騒音測定結果

区分	基準	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考
昼間	環境基準：70	74	73	74	73	73	74	72	72	73	71	71	
	要請限度：75												
夜間	環境基準：65	71	70	70	70	70	70	70	68	70	67	66	
	要請限度：70												

1. 測定地点 白老町高砂町4丁目436-70

2. 車線数 4車線

3. 制限速度 60km/h

4. 数値 等価騒音レベル (LAeq)

(1) 等価騒音レベル： 騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化する場合に、一定時間内で変動する騒音をエネルギー量としてとらえ、その騒音エネルギーを時間平均したもの

(2) 要 請 限 度： 市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、公安委員会に対し改善などを要請する際の基準

3 環境騒音測定結果

白老町では環境騒音測定を町内20地点において、定期的に測定を行っております。

環境騒音測定結果

(単位：dB)

地 区	測定地点	地域 類型	環境 基準	H10～H19	H20	H21	H22	H23	H24
社 台	社台小学校	B	70	58.0 ～ 65.0	64.0	63.8		55.9	62.8
	黒田商店	B	65	41.0 ～ 55.7	51.0	55.7		50.9	50.5
白 老	末広町3丁目	末広公園	A	50	38.6 ～ 53.0	55.0	46.9		46.0 51.6
	日の出町3丁目	さくら幼稚園	A	61	44.4 ～ 63.0	60.0	53.9	計	50.7 58.0
	川沿2丁目	美園児童公園	A	47	41.4 ～ 53.0	55.0	45.7		45.9 52.5
	大町3丁目	道銀白老支店	C	56	52.0 ～ 64.6	65.0	64.6		51.4 50.7
	本町1丁目	総合体育館	B	52	46.0 ～ 55.0	65.0	52.4		56.2 50.8
	川沿4丁目	白老交通	A	52	43.3 ～ 59.6	60.0	59.6	測	55.0 54.5
	高砂町2丁目	白老生活館	B	54	39.2 ～ 54.0	65.0	45.7		49.6 49.6
	高砂町3丁目	旧前田自工	C	62	48.4 ～ 64.0	65.0	54.7		56.4 58.4
萩 野	萩野駅	C	65	46.0 ～ 58.0	50.0	47.7		51.3	48.8
	萩野中学校	A	60	41.4 ～ 52.0	56.0	48.3	不	53.5	55.2
	はまなす保育園	B	65	47.0 ～ 62.0	54.0	57.7		59.7	50.0
北 吉 原	北吉原生活館	B	65	44.3 ～ 55.0	46.0	54.6		55.8	49.9
	北吉原児童公園	C	65	50.7 ～ 58.8	55.0	58.8		54.7	53.0
	北吉原運動公園	B	70	48.0 ～ 60.0	53.0	59.0	能	59.1	57.2
竹 浦	竹浦中学校	A	55	42.0 ～ 55.0	49.0	45.5		52.7	51.1
	竹浦駅	B	65	50.3 ～ 60.0	54.0	51.5		51.8	56.7
虎 杖 浜	虎杖小学校	B	65	41.0 ～ 57.0	56.0	52.1		53.0	46.0
	いぶり中央漁協	B	65	51.7 ～ 68.0	63.0	58.7		62.1	57.8

※ 平成22年度については、測定機器の故障のため未実施

- (1) 値は全て等価騒音レベル (Leq)
- (2) 地域類型 A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- (3) 記載の環境基準は時間の区分を昼間とし、測定場所の現況に応じ、「道路に面する地域」または、それ以外の地域の基準値を適用する。
- (4) 社台小学校及び北吉原運動公園は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を適用する。
- (5) 上記(3)・(4)の基準については、P26「騒音に係る環境基準」を参照のこと

第4節 悪 臭

悪臭とは、事業活動や人の活動に伴って発生する臭気のこと、日常生活に好ましくない影響を与えるような臭いのことをいいます。

1 道条例による特定施設の届出状況 （平成25年3月31日現在）

（1） 北海道公害防止条例に基づく届出状況

悪臭発生施設

特 定 施 設 の 種 類			施設数
1	動物の飼養又は収容の用に供する施設	飼料施設	110
		し尿施設	63
	肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設		11
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設		0
3	飼料又は肥料の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設		1
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設		0
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設		13
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設		0
北海道公害防止条例に基づく悪臭発生特定施設合計			198
北海道公害防止条例に基づく悪臭発生特定事業所数			16

2 悪臭測定調査結果

白老町では、毎年5事業所で悪臭測定調査を定期的に行っています。この10年間では3事業所で規制基準を超えたことがあります。

悪臭物質測定結果

(単位：ppm)

測定施設	項目	基準	H10～H19	H20	H21	H22	H23	H24
紙パルプ製造施設 ※北海道公害防止条例に基づく特定施設 →年5回測定	硫化水素	0.02	0.0013 ～ 0.0160	0.0011	0.0015	0.0080	0.0110	0.0016
	メチルメルカプタン	0.002	<0.0004 ～ 0.0020 H18	0.0007	<0.0004	<0.0004	0.0007	0.0010
	硫化メチル	0.01	0.0074 ～ 0.0130 H14	0.0083	0.0037	0.0039	0.0016	0.0013
	二硫化メチル	0.009	0.0007 ～ 0.0057	0.0013	0.0009	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動物の収容等施設 ※測定値は3施設の最高値 →年1～2回測定	硫化水素	0.02	<0.0004 ～ 0.0031	<0.0004	0.0004	0.0039	0.0070	0.0009
	アンモニア	1	<0.1 ～ 1.0000	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1100
	トリメチルアミン	0.005	<0.0005 ～ 0.0033	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0006
	プロピオン酸	0.03	<0.0005 ～ 0.0021	<0.0005	0.0005	0.0005	0.0014	<0.0006
	ノルマル酪酸	0.001	0.0005 ～ 0.0033 H12、13	0.0007	0.0007	0.0018	0.0014	0.0012
	ノルマル吉草酸	0.0009	<0.0005 ～ 0.0050 H12、13、15	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0006
	イソ吉草酸	0.001	<0.0005 ～ -	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0006
飼料又は肥料の用に供する施設 →年1回測定	硫化水素	0.02	<0.0004 ～ 0.0033	0.0045	0.0045	0.0007	0.0022	<0.0004
	メチルメルカプタン	0.002	<0.0004 ～ 0.0018	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	硫化メチル	0.01	<0.0002 ～ 0.0004	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	二硫化メチル	0.009	<0.0002 ～ 0.0007	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	アンモニア	1	<0.1 ～ 0.6000	<0.1	0.1000	<0.1	<0.1	0.2000
	トリメチルアミン	0.005	<0.0005 ～ 0.0043	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0006
	アセトアルデヒド	0.05	0.0087 ～ 0.0370	0.0110	0.0110	0.0061	0.0099	0.0010
	スチレン	0.4	<0.05 ～ -	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.06

※ 測定値については年間最大値を採用、着色部の数値は規制基準を超えた値

第5節 ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリナリナポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の焼却や化学物質製造の過程などで非意図的に生成され、人に対する発がん性や催奇形性があるとされています。

1 法による特定施設の届出状況（平成25年3月31日現在）

（1）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気排出基準適用）の届出状況

特 定 施 設 の 種 類	施設数
焼結鉍の製造の用に供する焼結炉	0
製鋼の用に供する電気炉	0
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	0
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0
廃棄物焼却炉	4
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の施設合計	4
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の事業所数	3

（2）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質排出基準適用）の届出状況

特 定 施 設 の 種 類	施設数
パルプ製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	3
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0
硫酸カリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0
アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0
塩素又は塩素化合物による担体付き触媒製造用焼成炉の用廃ガス洗浄施設	0
塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0
塩化ニトロシルによるカプロラクタム製造施設(硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設)	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設（水洗施設、廃ガス洗浄施設）	0
四クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設（ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設）	0
二・三・ジクロロー・四・ナフトキノン製造施設（ろ過施設、廃ガス洗浄施設）	0
ジオキサジンバイオレット製造施設（ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設）	0
アルミニウム又はその合金製造用焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉のガス処理施設（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設）	0
担体付き触媒からの金属回収施設（ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設）	0
別表第一第五号の廃棄物焼却炉のガス処理施設（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設）及び当該廃棄物の灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	0
フロン類の破壊施設（プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設）	0
下水道終末処理施設	0
第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の施設合計	4
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の事業所数	2

第6節 公害防止協定

白老町では、地域住民の健康の保護と環境保全の確保を目的として、事業活動によって生じる公害を未然に防止するため、次の会社と公害防止協定を締結しています。

- ・ 日本製紙 株式会社
- ・ 株式会社 白老油脂
- ・ 株式会社 ケイホク
- ・ 株式会社 マルトラ
- ・ 白老町バイオマス燃料化施設
- ・ 有限会社 胆振協同ミール
- ・ 株式会社 Y S 商事
- ・ 毛笠コンクリート 株式会社
- ・ 共信建設 株式会社
- ・ 有限会社 北海道種鶏農場

1 公害防止協定に基づく測定結果

(公害防止の協定値を定めている事業所…… 日本製紙株式会社白老工場)

(大気測定結果)

物質名	単位	協定値	測定値(最大値)
いおう酸化物	m ³ N/時	400以下	74.6
窒素酸化物	m ³ N/時	140以下	65.5
ばいじん	kg/時	160以下	26.4

(水質測定結果)

物質名	単位	協定値		測定値	
		最大	日間平均	最大	日間平均
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	160以下	120以下	102	97
浮遊物質(SS)	mg/l	90	70以下	24	20
水素イオン濃度(pH)		5.8 ~ 8.6		6.2 ~ 7.6	
ダイオキシン類	Pg-TEQ/l	10以下		---	
排水量	m ³ /日	280,000以下		177,200	

(臭気測定結果)

物質名	単位	協定値	測定値(最大値)
メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	0.0015
硫化水素	ppm	0.020以下	0.0100
硫化メチル	ppm	0.010以下	0.0014
二硫化メチル	ppm	0.009以下	ND

(騒音測定結果)

時刻		単位	協定値	測定値(最大値)
朝	6:00 ~ 8:00	dB(A)	65以下	62.0
夕	19:00 ~ 22:00			
昼間	8:00 ~ 19:00	dB(A)	70以下	68.5
夜間	22:00 ~ 6:00	dB(A)	60以下	59.6

第7節 公害苦情の現況

1 苦情対応の現状

平成24年度における公害苦情件数は19件で、大気汚染が16件、水質汚濁が1件、騒音・振動によるものが1件、悪臭が1件となっています。

大気汚染の苦情の大半の原因は、野外で行われる廃棄物の焼却によるもので、悪臭も伴った苦情がほとんどです。

平成13年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、法の処理基準に従って行う場合や、風俗習慣上又は宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却の場合を除いて、原則として全ての廃棄物は焼却できないことになりました。

このことから町では、広報誌などで定期的に屋外でのごみ焼却の禁止を呼びかけるほか、パトロールや通報などで発見した場合、また、苦情情報が寄せられた場合においても速やかな現場調査を実施のうえ原因の究明に当たり、原因が明らかな場合には、その原因者に対して関係法令に基づく指導等を行っています。

平成24年度 公害苦情の種類別件数

公害の種類	件数（件）	苦情内容
大気汚染	16	野焼きの煙
水質汚濁	1	雨水排水明渠への汚濁水混入
騒音・振動	1	砂利採取作業現場周辺
悪臭	1	水産加工物などの腐敗臭
計	19	

第3章 自然環境保全の現況

第1節 地域や記念保護樹木の指定

1 すぐれた自然地域・身近な自然地域

白老町内には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、北海道が定める自然環境保全地域の指定地はありません。

しかし、平成元年に北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」の中では「すぐれた自然地域」として天然林・水鳥類飛来地・湿原・良好な天然湖沼を有するポロト湖周辺（ヨコスト湿原を含む）が指定されており、「身近な自然地域」として、ヨコスト湿原をはじめ15ヶ所が指定されています。

特に「身近な自然地域」は、市街地周辺に残された貴重な自然が残っている場所であり、今後も関係者の理解と協力を得ながら保全を図ることが必要です。

身近な自然地域

・アヨロ・ポンアヨロ海岸	・アートコミュニティ	・旧白老墓地跡	・日の出雑木林
・メップ川流域	・敷生川河川敷	・白老八幡神社境内	・ヨコスト湿原
・竹浦の砂浜	・旧大昭和公園	・仙台藩陣屋跡	・社台の砂浜
・手塚の沼	・白老川河川敷	・御料地橋の川原	

2 記念保護樹木

白老八幡神社境内の「誉の水松」（イチイ）は、銘木として選ばれ、北海道自然環境等保全条例に基づき、昭和47年3月1日に記念保護樹木の指定を受けています。

第2節 野生鳥獣保護の現況

1 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域

白老町内では、野生鳥獣の保護及び繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、北海道が「鳥獣保護区」3箇所を指定しています。

また、特に銃器による狩猟を禁止する「銃猟禁止区域」を1箇所指定しています。

鳥獣保護区及び銃猟禁止区域

名 称	面 積	存 続 期 間
白老王子鳥獣保護区	540 ha	平成 6年10月 1 日～平成26年9月30日
ポロト鳥獣保護区	397 ha	平成16年10月 1 日～平成36年9月30日
倶多楽湖鳥獣保護区	799 ha	平成23年10月 1 日～平成43年9月30日
ヨコスト湿原特定猟具使用禁止区域	44 ha	平成22年10月 1 日～平成32年9月30日

2 鳥獣保護の状況

白老町では、鳥獣保護員と連携して傷病鳥獣の保護（収容）を行っています。

傷病鳥獣保護（収容）状況

区 分	鳥 類	獣 類	計	備 考
平成24年度	5 (5)	1 (1)	6 (6)	() は回復し放鳥・放獣した数

環境基準（参考資料）

1 大気汚染に係る環境基準（抜粋）

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値0.20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備 考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

2 水質汚濁に係る環境基準（白老町関係分）

（1）人の健康の保護に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下	チウラム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	シマジン	0.003mg/L以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	セレン	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	ふっ素	0.8mg/L以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	ほう素	1mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		
備 考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259と亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。					

(2) 環境の保全に係る環境基準（抜粋）

ア. 河川

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び類型B 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
備 考 基準値は日間平均値とする。						

イ. 湖沼

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
備 考 基準値は日間平均値とする。						

ウ. 海域

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	大腸菌群数
AA	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	検出され ないこと	1,000MPN/100mL 以下
B	水産2級 工業用水及び類 型C以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5.0mg/L以上	検出され ないこと	—
備 考 基準値は日間平均値とする。						

3 騒音に係る環境基準（平成11年4月1日 北海道告示第532号）

（単位： d B）

区分	類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線数	昼間	夜間
				6 時 ～ 2 2 時	2 2 時 ～ 6 時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）		5 5 d B以下	4 5 d B以下
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）			
	C	第3種区域及び第4種区域		6 0 d B以下	5 0 d B以下
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	6 0 d B以下	5 5 d B以下
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	6 5 d B以下	6 0 d B以下
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注）この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間 6 時～2 2 時	夜間 2 2 時～6 時
7 0 d B以下	6 5 d B以下
（備考） 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては4 5 d B以下、夜間にあっては4 0 d B以下）によることができる。	

注） 1 基準値は、等価騒音レベル（Leq）

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められています。

（1）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等

（2）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 1 5メートル

・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 2 0メートル

4 悪臭防止法に係る規制基準（抜粋）

（１） 敷地境界線における悪臭物質規制基準

（単位： ppm）

区域区分 特定悪臭物質	臭 い の 特 徴	A区域	B区域
アンモニア	し尿のような臭い	1	2
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.00200	0.00400
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02000	0.06000
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01000	0.05000
二硫化メチル		0.00900	0.03000
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.00500	0.02000
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.05000	0.10000
プロピオンアルデヒド	刺激性的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05000	0.10000
ノルマルブチルアルデヒド		0.00900	0.03000
イソブチルアルデヒド		0.02000	0.07000
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.00900	0.02000
イソバレルアルデヒド		0.00300	0.00600
イソブタノール	刺激性的な発酵した臭い	0.90000	4
酢酸エチル	刺激性的なシンナーのような臭い	3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
スチレン	都市ガスのような臭い	0.40000	0.80000
キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
プロピオン酸	刺激性的なすっぱい臭い	0.03000	0.07000
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.00100	0.00200
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.00090	0.00200
イソ吉草酸		0.00100	0.00400

A区域： B区域以外の区域

B区域： 農業振興地域

平成 2 5 年度版

白老町環境白書

平成 2 5 年 1 2 月発行

編集発行 白老町 生活環境課

〒059-0995

白老郡白老町大町 1 丁目 1 番 1 号

TEL 0144-82-2265

FAX 0144-82-4391

E-mail seikatu@town.shiraoi.lg.jp